

外国の教育施設に関する確認書
(租税特別措置法第 70 条の 2 の 2 (教育資金の一括贈与の非課税措置) 関係)

下の学校は、当該国において以下に相当します。

< ↓チェック欄 >

- 就学前教育段階 (幼稚園相当)
- 初等中等教育段階 (小学校、中学校、高等学校相当)
- 高等教育段階 (大学、大学院相当)
- 専修学校相当

受贈者署名欄

① 受贈者氏名 _____

② 学校名 (日本語名または英語名) _____